

みどりのわ・ささえ愛プラン推進委員会規約の一部改正について

緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画

「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進策定委員会規約（改正後全文）

制定 平成 18 年 5 月 18 日 緑福第 2 7 4 号

最近改正 平成 21 年 5 月 18 日 緑福第 2 5 1 号

（目的）

第 1 条 この規約は、緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」（以下計画と言う。）の推進を目的に設置する緑区地域福祉保健計画・地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進策定委員会（「みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会」と呼称し、以下推進策定委員会という）に必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 推進策定委員会は、緑区地域福祉保健推進会議の専門部会として、次に掲げる事項を協議する。

(1) 現計画について

- ア 計画の進行管理と評価に関すること
- イ 計画実践の支援に関すること
- ウ その他計画推進に関すること

(2) 次期計画について

- ア 計画の策定に関すること

（組織）

第 3 条 推進策定委員会は 25 人以内をもって組織する

2 委員は、学識経験者、福祉保健活動団体・事業者からの代表及び一般区民の中から区長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 推進策定委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進**策定**委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、第1回推進**策定**委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(分科会)

第7条 推進**策定**委員会は、具体的な計画の推進や課題の検討などを行うため、分科会を設置することができる。

(守秘義務)

第8条 推進**策定**委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 推進**策定**委員会にかかる庶務は、緑区役所福祉保健課及び緑区社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、推進**策定**委員会に関し必要な事項は、委員長が推進**策定**委員会に諮って定める。

(附 則) この規約は、平成18年6月7日から施行する。

(附 則) この規約は、平成20年9月1日から施行する。

(附 則) この規約は、平成21年5月18日から施行する。